

公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会

2018 年度

事業計画

2018 年度、(公財) 横浜市男女共同参画推進協会 (以下、「協会」) は、以下の方針により事業を実施していきます。

1 横浜市における男女共同参画の推進

協会は、横浜市の男女共同参画推進施策の方向性に沿って事業を展開し、横浜市における男女共同参画を推進していくと同時に、横浜市男女共同参画センターの指定管理業務等を通して市民ニーズを把握し、男女共同参画に関わる新たな課題を発掘・事業化して行政にフィードバックする役割を担います。

また、「第4次横浜市男女共同参画行動計画」および同行動計画が包含する、DV防止法に規定する「市町村基本計画」に沿って、協会の役割を踏まえつつ横浜市男女共同参画センターにおいて事業を実施していきます。

2 第3期指定管理提案書 (以下、「提案書」) および横浜市男女共同参画センターの管理運営に関する基本協定書 (以下、「協定書」) の着実な実行と、男女共同参画センター指定管理業務第三者評価報告書に基づく業務のさらなる改善

横浜市男女共同参画センターの指定管理者として、提案書に基づいた事業を実施していきます。提案書では第3期指定管理期間 (2015 年度～2019 年度) を3期に分けていますが、2018 年度は「第2期 実行のステージ」にあたります。提案書に基づいた事業を着実に実行すると同時に、第三者評価における横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会の各委員からのコメントや、委員会としての総評に基づいて業務をさらに改善していきます。

3 国や社会の動きへの注目

男女共同参画社会基本法に基づく「基本計画」の政策編「IV 推進体制の整備・強化」には、「国が地方公共団体、男女共同参画センター、民間団体等と有機的に連携し、一体となって男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことが重要」との認識が示されています。毎年、政府

が示す「女性活躍加速のための重点方針」に盛り込まれる事項および、内閣府ほか各省庁の施策についての情報を収集し、横浜市男女共同参画センターにおける事業に活かしていきます。

また、働き方の改革や家族のあり方をめぐっては、さまざまな意見や社会の動きがあることから、これらを注視して男女共同参画の推進に資する方向で対応していきます。

4 次期指定管理獲得を視野に入れた事業展開

2018年度は第3期指定管理期間の4年目にあたります。2019年度には第4期目の指定管理者選定が予定されることから、提案へ向けての準備として、社会状況の変化に対応した事業の拡充・強化や新規事業に取り組めるよう事業を精査し、スクラップ&ビルドを行うとともに、優先順位を意識した事業計画とします。

5 企業、大学等への働きかけ・連携の強化

男女共同参画社会を実現していくためには、社会の重要なアクターである企業への働きかけや連携が不可欠です。企業の意識や行動についても変化が見られ、2017年度、横浜市が実施しているグッドバランス賞認定を求める市内中小企業は、100社を超えました。協会においても、さまざまな場面で企業との関係づくりに努力しているところですが、ワーク・ライフ・バランスの推進を含む働き方の見直しや女性の活躍推進に関する分野だけでなく、企業の社会貢献部門との協働も視野に入れて、連携をより強化していきます。

また、大学や諸団体との連携協働に関しても、双方にとってwin・winの関係となり、また新規の事業展開にもつながるあり方を検討していきます。

6 健全な財務状況の維持

安定した組織運営を行っていくために、健全な財務状況を維持します。そのために、事業参加料収入および施設利用料収入の確実な確保と効率的な予算の執行による支出の削減に取り組むことを基本としつつ、外部資金の積極的導入に努力します。

2018 年度 事業概要

公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会の事業区分

……財団運営……

・評議員会、理事会運営、指定管理者連携調整、その他の業務

……男女共同参画推進事業【公益目的事業】……

1 情報事業、2 調査研究・事業開発事業、3 広報啓発事業、4 相談事業
5 講座事業、6 協働連携事業、7 男女共同参画推進施設管理運営事業

……その他事業……

有料施設の貸与等、公益目的事業の推進に資する収益事業

I 財団運営

協会本部においては、評議員会、理事会の運営事務を行うほか、男女共同参画センター3 館の指定管理者として各館事業の連携調整を図るなど、協会の経営管理を統括します。

- (1) 評議員会、理事会の開催、運営に関する業務
- (2) 人事、労務、職員研修に関する業務
- (3) 財務の管理に関する業務
- (4) 指定管理者としての連携調整業務
- (5) 協約に関する業務
- (6) その他の法人の経営管理に関する業務

II 男女共同参画推進事業 【公益目的事業】

1 情報事業

(定款 第4条第1項第1号)

横浜市における男女共同参画の専門ライブラリとして、3 館で男女共同参画に関する資料・情報を収集・提供するほか、SNS の活用や資料セット貸出などのアウトリーチを通じて、男女共同参画の情報を発信します。選書は、「横浜市男女共同参画推進協会情報ライブラリ資料収集

方針及び選定・廃棄基準」に基づいて行います。

(1) 男女共同参画の専門ライブラリとして資料を収集・提供

3館で収集数1,500冊(図書)、貸出数73,046冊(図書、雑誌、視聴覚資料、ポスター)を目標とします。3館の事業内容と関連した実用的な内容の書籍の収集に重点を置きつつ、男女共同参画についての専門性の高い資料も収集します。情報内容が古くなった資料については、廃棄基準に基づき、計画的な資料の除籍・廃棄を行います。

(2) ライブラリの事業を充実

情報発信やライブラリ機能を活かした事業展開に継続して取り組みます。話題の本を取り上げてのトークイベントは、男女共同参画センター横浜と男女共同参画センター横浜北の2館で開催し、新たな来館者を開拓します。また、コミュニティカフェ等の街の拠点への図書セット貸出事業「フォーラム文庫」を通して、フォーラムが所蔵する図書の有効活用を図ります。

また、資料の利用推進のため、有識者の選書による「おすすめ本フェア」の3館巡回展示やテーマ別資料リストの作成、「新着図書ピックアップ」、メールマガジン「きりり☆ライブラリ」の発行、SNSを活用しての情報発信に引き続き注力します。

センター横浜では、「情報ライブラリ利用案内」を分かりやすく改訂し広報を強化します。

センター横浜南では、3館巡回展やオリジナル企画展、めぐカフェと連動したブックカフェ的空間演出などで図書資料の魅力を発信します。

センター横浜北では、女性の就労支援サイト「よこはま女シゴト」サイト上に、オリジナルキャラクターによる図書のレビューやコメントを掲載、館のツイッターやフェイスブックでも情報発信を行います。また、「女性としごと応援デスク」に隣接した「女性としごとの情報コーナー」では、求人情報チラシなど、就労に関する情報を手厚く収集し、提供します。

2 調査研究・事業開発事業

(定款 第4条第1項第2号)

横浜市の市民の生活実態や社会経済状況の変化を的確に把握し、ニーズに即した男女共同参画の事業企画を実施するために、調査研究及び新規事業の開発に取り組みます。

(1) 女性起業家たまご塾修了者の追跡調査の実施

センター横浜では、起業支援事業の成果と課題を把握するため、女性起業家たまご塾修了者の追跡調査を行い、結果を公表します。

(2) 若年無業女性の就労支援事業の調査と外国人女性向け事業の検討

センター横浜南では、引き続き、めぐカフェ「就労体験修了者調査」(助成金事業)に取り組むほか、ガールズ講座修了生 200 名を対象とした追跡調査を実施し、就労・社会参加における課題や必要な支援について検討します。また、南区役所、みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ他の多文化共生に取り組む機関や団体と連携し、外国人女性の地域での安心づくりにつながる事業について検討します。

(3) 政治分野における男女共同参画の課題への取組

センター横浜北では、ジェンダー格差が解消されていない、政治分野における男女共同参画の課題についての新たな取組を、試験的に行います。

(4) 学生等若年層向けアウトリーチ事業

本部事業企画課では、新たに「ジェンダーとメディア」をテーマにした連続講座を横浜市立大学と協働で開催し、学生が社会や自分自身のなかにあるジェンダーバイアスについて考える機会を提供します。また、2016 年度に開発した「女の子の身を守るアプリ Charm」をターゲット層の学生への PR のため、引き続き、大学等と連携した普及活動を行います。

3 広報啓発事業

(定款 第 4 条第 1 項第 2 号)

男女共同参画について理解を広め、深めるために、ホームページや SNS、啓発誌等多様な媒体を用いて、市民にわかりやすく発信します。また、啓発講座やセミナーの開催を通して、男女共同参画の理解を促進するほか、職員による講師派遣も積極的にすすめます。

(1) 新ホームページの設計及び開発

本部事業企画課では、新ホームページの開設に向けて、現状の課題を取りまとめた上で、設計及び開発に取り組みます。また、現ホームページサーバーの老朽化に伴い、新サーバーへの移行を実施し、ホームページの安定的な維持管理に努めます。

(2) 「アリーテ姫の冒険」復刊事業と企業連携事業

センター横浜では、開館 30 周年記念事業として、児童書「アリーテ姫の冒険」の復刊に取り組むほか、企業との連携による「リケジョ育成事業」やホールでの共催イベントを開催します。

(3) 多様なメディアを通じて積極的な広報を展開

広報誌「フォーラム通信」、ホームページ、テーマ別サイト、SNS、ちらし等のツールを使い分け、さまざまな世代の市民に男女共同参画のメッセージが届くように工夫します。施設貸出の窓口にて配布を行っていた啓発ミニコラムに代えて「フォーラム通信」を3千部増刷して、施設貸出窓口等で配布します。

(4) 職員を講師派遣して地域へアウトリーチ

男女共同参画、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント、地域防災と女性、女性の就労支援や大学のキャリア教育等、さまざまな講師派遣要請に応えるべく、引き続き3館及び本部で横断的に職員の講師養成に取り組み、アウトリーチ事業を強化します。

センター横浜では、市内中小企業向けのハラスメント防止集合研修を継続実施し、市内中小企業からのハラスメント防止研修の受注増につなげます。

4 相談事業

(定款 第4条第1項第3号)

市民が抱えるさまざまな問題について、男女共同参画の視点から解決を支援します。心とからだと生き方の相談、横浜市DV相談支援センター、性別による差別等の相談、男性のための電話相談を継続実施します。

電話相談は、センター横浜の「心とからだと生き方の電話相談センター」で集中的に対応し、心とからだと生き方の相談、横浜市DV相談支援センターの面接相談は、相談者の希望に応じて各センターで実施します。4つの相談窓口を統括する相談センターの総合力により、相談者にとって安全で切れ目のない支援を行います。

(1) 心とからだと生き方の総合相談

- ① 個別相談
- ② 電話相談、面接相談とも、固定的な性別役割や男女格差に起因する生きづらさを受け止め、相談者に寄り添い、相談者自らが課題を整理し、解決していくプロセスを支援します。個別相談は電話相談を入口とし、予約制で面接相談を実施し、必要に応じて弁護士や精神科医による相談を実施します。男性のための電話相談（月1回、第3金曜夜間）は、家族関係、DV・暴力、介護、職場の人間関係、父子家庭の子育て等、固定的性別役割意識に関連する男性の悩みに対応します。相談窓口や関連事業の周知拡大に向けて、SNS活用を強化します。

③ DV 被害女性のためのサポートグループ

DV 被害女性を対象としたサポートグループを年間 2 コース開催します。

④ 性暴力被害女性のためのサポートグループ

性暴力被害者が、被害に起因する症状やセルフケアについて知る機会を提供し、人や社会とのつながりを取り戻すきっかけづくりを行うサポートグループ（1 コース）を、関係機関との連携のもとに開催します。

⑤ 自助グループ支援

同じ悩みを抱える当事者による支えあいと体験知を活かす自助グループを公募し、3 館でミーティングスペースや一時保育を提供します。安心してミーティングができる環境をつくり、活動を支援します。

⑥ 地域へのアウトリーチ事業

地域の公共機関等へ出向いての研修や、ワークショップ等を実施します。

(2) 横浜市 DV 相談支援センター業務

こども青少年局こども家庭課及び 18 区福祉保健センターと連携し、横浜市 DV 相談支援センターの相談業務を担います。相談者の安全を最優先にした対応を行います。

(3) 性別による差別等の相談

「横浜市男女共同参画推進条例 10 条」に基づき、女性、男性、セクシュアル・マイノリティであること等を理由とした性別による差別等の人権侵害についての相談、申出に対応します。

5 講座事業

(定款 第 4 条第 1 項第 4 号)

男女共同参画を推進するための学習・研修型の事業を 6 つのテーマ別の枠組みで展開します。

(1) 女性の就業支援事業

女性の経済的自立を支援する女性の就業支援事業をセンターの中核的事业と位置付け、充実させます。「女性としごと 応援デスク」、就業に欠かせないスキルを身につけるための「女性のためのパソコン講座」を 3 館で継続実施します。

センター横浜では、女性起業 UP ルームを中心に女性の起業を支援します。「女性起業家たまご塾」前期・後期を主軸に、起業ニーズを持つ女性の掘り起こしから、ビジネスプランを練り、ホームページを開設するまでの、起業の初期段階を重点的に支援します。さらに、講座修了か

ら開業までの後押しを強化するため、フォローアップセミナーを新規に実施します。また、相談部門と事業部門との連携を強化し、「女性としごと 応援デスク」の周知や利用につなげます。

センター横浜南では、カフェ・コーディネーター2人の態勢で若年無業女性の就労支援の場であるめぐカフェを安定的に運営し、講座と就労体験を通じた自立支援を継続します。同時に、特定寄附（目標額150,000円）募集に関して、引き続き企業に協力を働きかけ、若年無業女性の就労課題への社会的理解を広げます。「女性としごと 応援デスク」は、再就職や働き方に悩む女性たちへの実践的な支援として、館とアウトリーチ先での相談を行います。また、新規事業として、再就職や働き方の転換を行っている先輩女性の話を中心とした体験談サロンを企画実施します。

センター横浜北では、「女性としごと 応援デスク」の開設から3年間の振り返りと検証を行います。また、「女性としごと 応援デスク」の北部4区へのアウトリーチとして、横浜市の公共施設等と連携してミニセミナーを開催し、周辺地域への周知や利用者の掘り起こしにつなげます。その他、市内企業との連携を深め、組織で働く女性の継続就労やキャリア形成に資する事業を実施します。

本部事業企画課では、センター横浜南と連携し、非正規職シングル女性のための支援プログラムを継続実施します。また、SNSによる発信を通じて、非正規職シングル女性のためのサイトに誘導し、対象層に役立つ情報を届けます。

(2) ワーク・ライフ・バランス支援事業

男女を対象に、ワーク・ライフ・バランス（WLB）を推進する事業を実施し、働きやすく暮らしやすい社会の実現をめざします。

センター横浜では、仕事と子育ての両立に関するセミナーや、男性の子育て支援や地域活動への参画を応援する事業を行います。

センター横浜南では、男性の子育てや生活自立を応援する事業をNPO等と連携して行います。

センター横浜北では、引き続き、NPOとの連携事業「はじめての保育園 in 横浜」の開催や、男性の子育て支援に資する事業を定期的に開催します。

(3) 心とからだのセルフケア事業

女性の生涯にわたる心身の健康づくりを支援する目的で事業を行います。健康維持に資する運動プログラムや尿失禁など女性特有の健康課題に対応する体操教室のほか、産後女性のためのプログラムなどを、3館で行います。集客が難しい事業については、内容の改編や開催時期の見直しなどを行い、受講料収入の確保に努めます。

また、がんを体験した女性の生活の質の向上をめざし、がん術後のリハビリ体操、がんサバイバーの体験談を聞く健康セミナー等、助成金を活用した無料の事業を、3館で展開します。またセンター横浜南と横浜北では、横浜市立大学地域貢献センターと連携し、女性の健康に関わる医療情報セミナーを実施します。

(4) 女性の暴力防止と被害者支援事業

女性に対するあらゆる形態の暴力をなくすために、暴力防止のための啓発と暴力被害者支援に取り組みます。「夫婦関係・離婚をめぐる法律講座」「女性への暴力防止キャンペーン」は3館で、「女性のための護身術」はセンター横浜・センター横浜北の2館で実施します。

このほか、センター横浜では、DV等心に大きな傷を残す体験からの回復をめざす女性のための心のケア講座や、NPOとの連携による中学・高校向けの「デートDV防止啓発出前講座」の年間を通しての開催を継続します。

(5) くらしと表現支援事業

男女のくらしと女性の表現活動を支援します。

センター横浜では、ハンドメイド系の起業支援イベント「私のしごと手仕事マルシェ」を実施するほか、「映像サロン」での男女共同参画の視点を持つ作品の上映を継続します。

センター横浜南では、大人が愉しめる表現活動を意図して企画し、人気となった「ゴスペル入門」を引き続き実施し、利用者増と参加収入の確保をめざします。また、2年間取り組んできた「シニア女性が担い手となる地域の安心・安全事業」の開発は、「おしゃべりハンドメイドの会」の定着を受けて、調査研究の枠組みから講座に改編します。引き続き、会を通じた人的ネットワークをつくりながら、シニア女性の力を地域の活力につなげる方策を検討します。

センター横浜北では、転入・転出が多く、地縁の薄い人が多いという地域の課題を踏まえて、「手編みでつながるニットカフェ」を継続して実施します。

(6) 女性の視点に立った防災関連事業

男女共同参画の視点で防災を捉え、女性が主体的に安全網を築いていくことを目的に取り組みます。また、関連団体や自治会町内会と協働し、災害と女性をテーマにした地域への防災出前講座を地域展開するほか、地域でのイベント等を通じて講師派遣事業をPRします。

6 協働連携事業

(定款 第4条第1項第5号)

センター3館で、NPO・市民グループや、企業、学校、医療機関、行政機関等、多様な主体と協働して事業を行い、男女共同参画を推進します。NPO・市民グループ等との協働事業（市民公募事業）は、市内のNPO・市民グループ等から男女共同参画の推進に資する事業企画を募集、選考し、センター3館での協働事業として実施します。また、3館で市民運営協議会を開催して運営や事業に市民の声を反映させます。

（1）NPO・市民グループ等との協働事業

男女共同参画の実現に資する事業企画（講座・ワークショップ）を公募し、外部専門家を交えた選考会を経て支援を決定します。各館がテーマを設定し、事業に必要な経費を助成する『重点課題解決型』と、センターが会場の提供と広報に協力する『センター活用型』の2区分での公募を継続します。

『重点課題解決型』のテーマは、センター横浜では、『女性の就労・キャリア支援』と、性のあり方や性暴力に関する実践的なワークショップ等を想定し、『健康とセクシュアリティ』とします。

センター横浜南では、外国につながる女性、母子家庭、ひきこもりの女性などを対象とする『困難を抱える女性への支援』及び『子育て中の男女のワーク・ライフ・バランス支援』とします。

センター横浜北では、市民ギャラリーあざみ野との複合施設としての特性を活かした『女性の表現活動の支援』と、病気やハラスメントによる心身への影響を抱えた女性対象の『女性の就労と健康』とします。

（2）横浜市民ギャラリーあざみ野との協働事業

センター横浜北は、引き続き、横浜市民ギャラリーあざみ野と連携して協働事業に取り組み、来館のきっかけづくりとしてのロビーコンサートなどを行います。

（3）その他の協働事業

行政機関、教育機関、市民団体、自治会町内会等地縁組織、PTA、地元企業等、さまざまなセクターとの連携をいっそう強化し、新たなニーズ把握と利用の働きかけを行います。

また、センター3館でフォーラムまつり・フェスティバル等の全館イベントを開催するほか、市民運営協議会を開催します。

3館の一時保育事業は、事業参加者や施設利用者を対象とし、NPOとの協働により安心・安全を第一に運営します。

センター横浜では、NPO ウイメンズ・アクション・ネットワークと共催し、地域の課題解決

に取組んできた女性たちの市民活動をテーマにしたホールイベントを実施します。

センター横浜南では、秋に実施予定の大規模工事のスケジュールを見ながら、南区内の公共施設約 19 団体が参加する「まるごとみなみ施設交流会」や地場野菜・手仕事作品の販売を行う「フォーラム南太田マルシェ」等、地域施設・機関との連携事業に取り組みます。

センター横浜北では、「青葉区民芸術祭」や「青葉ふれあい農園」などのイベント開催への協力を通して、区や地域の市民団体との連携を深めます。

7 男女共同参画推進施設管理運営事業

(定款 第4条第1項第6号)

施設管理面では、男女共同参画推進のための市民利用施設として施設自体がもつ複合的な機能を活用して、男女共同参画推進に関する主催事業を実施する場を安心・安全に提供するとともに、市民の主体的な活動を支援する場の提供をします。また、来館者に係る年次計画目標の達成に向けて最大限の努力を行います。

市民が安心・安全に利用できるように、指定管理者の業務の基準に定められる施設管理項目を遵守します。そのために、3 館に導入されている『管理標準』をもとに、効率的に省エネルギー化を実現しつつ、常に快適で安心・安全な施設環境を利用者に提供できるように、日常的に適切な施設管理を行い、計画的に小破修繕を行っていきます。3 館ともに大災害時の帰宅困難者一時滞在施設として指定されており、センター横浜南は補足的避難場所にも指定されていることから、災害対応マニュアルを活用しての実践的な防災訓練を行い、いざというときに備えます。

センター横浜では、横浜市による大規模修繕事業としての受変電設備工事の実施に向け、横浜市と具体的な調整を行います。また、同じく大規模修繕事業である「ホール吊り天井の脱落対策工事」について、引き続き調整を行います。バリアフリー対策として、案内表示等を見直し、高齢者や障がい者の利便性を高めます。

センター横浜南では、秋に予定している E S C O 事業などの大規模工事が大きな運営課題となります。工事では利用者、近隣への配慮と安全第一を心がけます。また工事に伴う各方面との連絡調整や事業調整も綿密に行い、工事を機に施設全体の快適性を高め稼働率向上につなげられるよう努めます。

センター横浜北では、横浜市民ギャラリーあざみ野との複合施設の主たる管理者として、引き続き（公財）横浜市芸術文化振興財団や建物管理委託会社と連携を通して、施設全体の現状と課題を共有し、利用者にとって安心・安全・快適な施設管理運営を行います。また、施設の空き状況の案内板を設置し、施設利用の広報の実施等により、施設の利用を促進し、稼働率の

向上をめざします。

協会本部は、男女共同参画センター横浜の一部（126.25 m²）を事務室として、横浜市から行政財産目的外使用許可を受けて使用しています。
なお、使用料（30年度 2,973,648円）は、全額免除となっています。

Ⅲ その他事業

公益目的事業の会場として利用しない時間帯を活用し、施設を地域の活動拠点として有料で貸与する事業及び、自動販売機の設置などをセンター3館で行います。これらの事業で得た収益は、上記Ⅱの公益目的事業の財源とします。

2018 年度 男女共同参画センター3 館における取組概要

以上の方針と地域の特性を踏まえ、市民から必要とされ、頼りにされる男女共同参画センターをめざして、各館では次のように事業を展開していきます。

I 男女共同参画センター横浜

開館 30 周年記念事業に取り組めます。女性の起業支援では、講座修了者の追跡調査を行って成果を検証するとともに、講座修了から開業までの支援を拡充します。企業との連携事業や、企業向け講師派遣にも積極的に取り組めます。総合館としての特徴を十分に生かすべく、情報・事業・相談の各機能の連携を強化します。

施設の管理・運営においては、築 30 年となる施設の長寿命化に務めます。

主な取組

- (1) 情報事業の中央館として、選書、展示企画、システム管理等を実施
- (2) 開館 30 周年にちなみ、児童書「アリーテ姫の冒険」復刊事業を実施【新規】
- (3) 女性起業家たまご塾修了者（第 7～10 期）追跡調査の実施【新規】
- (4) 企業との連携による女子児童向けリケジョ講座やホールイベントの開催【新規】
- (5) 企業・団体向けセクハラ・パワハラ等防止研修、地域防災講座等への講師派遣
- (6) 相談センターにおける総合相談・DV 相談支援センター・性別による差別等の相談・男性相談を安心安全に運営
- (7) 性的な傷つきを体験した女性のセルフケアグループの継続
- (8) 起業講座修了から開業までの支援強化のためのフォローアップセミナーの実施
- (9) 就業支援のために 3 館で実施する「女性のためのパソコン講座」を企画運営
- (10) 「女性としごと 応援デスク」で個別相談とミニセミナーを実施
- (11) 中学・高校への「デート DV 防止啓発出前講座」の実施

II 男女共同参画センター横浜南

施設の事業をとおして、男女共同参画に係る今日的課題を地域に発信し、多様な主体と連携しながら、課題解決に向けての理解と取組みを深めます。

ひきつづき、困難な状況にある女性の自立支援を基幹事業とし、調査研究・事業開発において「ガールズ編しごと準備講座」修了者追跡調査（新規）、「めぐカフェ就労体験」修了者追跡調査（自主事業／継続）に取り組み、若年無業女性（ガールズ）が生きやすく働きやすい社会づくりに資する成果をめざします。また、調査研究・事業開発としては、新たに「外国人女性の生活課題と支援ニーズの検討」を開始します。

施設の管理・運営においては、2018年秋にE S C O事業のための大規模工事とそれに伴う休館を予定していることから、利用者への広報、安全管理を第一に関係機関との調整に努めます。

主な取組

- (1) 若年無業女性の就労自立をめざす「ガールズ編しごと準備講座」、
「めぐカフェ」就労体験・社会参加体験の運営
- (2) 「ガールズ編しごと準備講座」修了者追跡調査【新規】
- (3) 外国人女性の生活課題と支援ニーズの検討【新規】
- (4) 「女性としごと 応援デスク」再就職・転職の先輩と語る体験談サロン【新規】
- (5) 新コーディネーター態勢での「めぐカフェ」の運営
- (6) 「おしゃべりハンドメイドの会」の事業化を通じたシニア女性が担い手となる
地域交流の場づくり
- (7) 「まるごと南施設交流会」など、多様な主体との協働による地域連携事業の実施

Ⅲ 男女共同参画センター横浜北

センター横浜北では、地域の公的機関、市民グループ、企業等との連携をいっそう強化します。「女性としごと 応援デスク」では、アウトリーチとして、横浜市北部 4 区の公共施設等と連携したミニセミナーを開催します。また、女性個人の活躍だけでなく企業のニーズも十分把握したうえで、女性のリーダーシップ開発、女性が活躍できる職場づくり支援などを行います。

加えて、子育て世代への支援や転出・転入が多いとされる横浜市北部エリアの課題解決に資する事業も実施します。

施設の管理・運営においては、複合施設の主たる管理者として、横浜市民ギャラリーあざみ野と連携して、施設を管理・運営します。2017年度に業務を効率的に行うために作成した業務マニュアルを更新しつつ、さらなる改善の努力を継続します。

主な取組

- (1) 女性のリーダーシップ開発、キャリア形成に関する事業に注力
- (2) 市内企業と連携して女性の就業支援事業を実施
- (3) 「女性としごと 応援デスク」の中心館として、就活ナビゲーターによるサポートや個別相談、ミニセミナー等を実施
- (4) 横浜北部4区で女性の生き方・働き方応援講座を開催
- (5) 政治分野への女性の参画推進を目的に「パリテカフェ」を開催【新規】
- (6) 横浜北部エリアの地域課題解決に資する事業を実施
- (7) 市民ギャラリーあざみ野と連携した事業の実施